

3 林政政第561号  
令和4年2月24日

各森林管理局長 殿  
森林技術総合研究所長 殿

林野庁長官

「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る  
特例措置について

このことについて、大臣官房参事官（経理）から別添写しのとおり通知があったのでお知らせする。

本件については、本通知の記の第1中「工事の請負契約に係る契約書について（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）別紙工事請負契約書第62条」は「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知）別添2 国有林野事業工事請負契約約款第63条」に読み替えるとともに、国有林野事業における製品生産事業請負契約約款について（平成20年3月31日付け19林国業第238号林野庁長官通知）及び国有林野事業における造林事業請負契約約款について（平成20年3月31日付け19林国業第240号林野庁長官通知）に基づく事業の請負契約においても同様の取扱いとするので適切に対応されたい。

なお、貴管下関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

3 予 第 2 1 1 5 号  
令和 4 年 2 月 2 1 日

林野庁長官 殿

大臣官房参事官（経理）

「令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について（令和 4 年 2 月 18 日付け 3 農振第 2447 号農村振興局長通知）により令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 農振第 2766 号農村振興局長通知）により令和 3 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 2.5 パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長並びに独立行政法人及び特殊法人の長への通知については、貴職から願います。

## 記

### 第 1 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第 2 に定める工事の受注者は、工事の請負契約に係る契約書について（平成 7 年 10 月 24 日付け 7 経第 1492 号農林水産事務次官依命通知）別紙工事請負契約書第 62 条の規定に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

## 第2 具体的な取扱い

- (1) 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

$k$ ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について（平成26年1月30日付け25経第1077号大臣官房経理課長通知）記1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

## 第3 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。